

WATER GREEN

豊かな水と緑を
みんなで守り育てよう



秋田県水と緑の森づくり税を活用した取組



森っち

秋田県



スギっち

“森林”のはたらき

県土の7割を占める秋田の森林は、地球温暖化の防止、水源のかん養、土砂災害の防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしに欠くことのできない大切なはたらきを持っています。このはたらきを「森林の公益的機能」といいます。

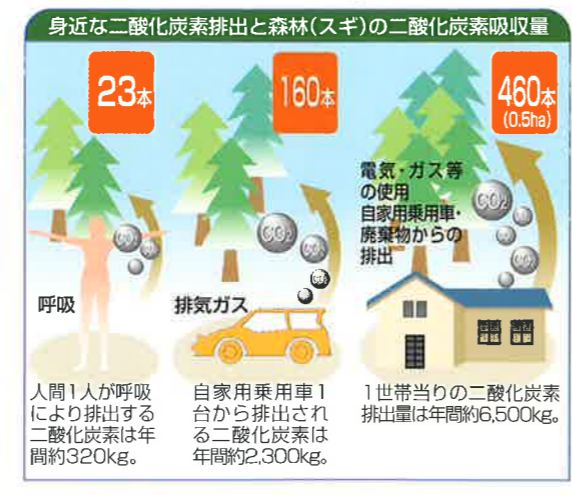


水 源かん養機能
雨水を蓄え洪水や濁水を防ぎ、県土を潤してくれます。

土 砂災害防止機能
木の根や地表の落ち葉などが山崩れなどの災害を防止してくれます。

保 健・レクリエーション機能
保健休養やレクリエーションの場を提供します。

地 球温暖化防止機能
大気中の二酸化炭素を吸収・貯蔵します。



生 物多様性保全機能
様々な生き物のすみかになります。

秋田の森林の現状

本県の民有林のスギ人工林は約23万6千haで全国一の面積を有しています。しかし、近年は林業の採算性の悪化などにより手入れの行き届かない森林が増えており、また、生活の中で継続的に利用されながら、維持管理されてきた、人里近くの里山も、私たちの生活スタイルが変化したことにより利用されなくなるなど、森林の有する公益的機能の低下が心配されています。



わたしたちの役割

先人が守り育ててきた豊かな秋田の森林を、その恩恵を受けているわたしたちがしっかりと守り育て、健全な姿で次の世代に引き継いでいく必要があります。

「秋田の森づくりの方向性」

県では、豊かな水と緑を県民との協働で保全・創造し、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、平成15年4月に「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(愛称:水と緑の条例)」を施行しております。

条例がめざす秋田の森林の姿を実現するためには、森林・林業の現状と課題、さらには森林・林業に対する県民の期待を踏まえ、これまでの森林所有者や林業関係者による森づくりに加え、新たに森林の恩恵を受けている県民全体で支えるという視点に立ち、環境や公益性を重視した森づくりを推進する必要があります。

秋田の森づくりの考え方

現行の施策による森づくり
経済性を重視した森林については、森林所有者を中心とした現行の施策による間伐などの適切な森林整備を一層推進。

新たな視点に立った森づくり
視点 県民全体で支える森づくり
推進方針 ①環境や公益性を重視した森づくりの推進
②県民参加の森づくりの推進



秋田県水と緑の森づくり税の創設

概要

秋田県水と緑の森づくり税

目的 県民共有の財産である「ふるさと秋田」の森林を、将来にわたって健全に守り育てていくため、その恩恵を受けている県民全体で支えていく仕組みとして、「秋田県水と緑の森づくり税」を創設しました。

(県民税均等割額に上乗せして納税します)

納める方は？《納税義務者》 個人：1月1日に県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
法人：県内に事務所等を持っている法人

納める額は？《税率》 個人：年額800円
法人：法人県民税均等割額の8%相当額(1,600円～64,000円)

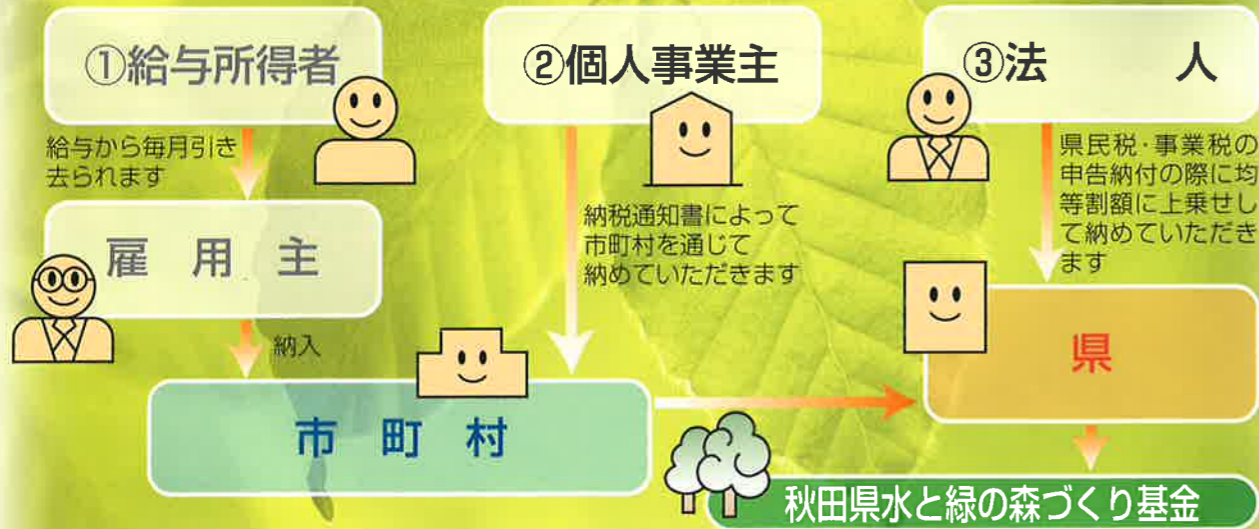
※ 資本金等の額により次の額となります。

区分	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
県民税均等割額	20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円
森づくり税額	1,600円	4,000円	10,400円	43,200円	64,000円

森づくり税の税収はいくらか？ 約4億7千万円(平年度ベース)

納税方法

県民税(均等割)に上乗せして、住民税の一部として納めていただきます。



用途

1 秋田県水と緑の森づくり事業 **ハード事業**

《環境や公益性を重視した森づくりを行います》

豊かな森 —— 健全な生態系の維持回復 ——

- 1 **針広混交林化事業** ●尾根筋や高標高地など、スギの生育の思わしくない箇所に植えられたスギ人工林について、広葉樹の混じった混交林へ誘導し、災害に強く生物多様性に配慮した森づくりを行います。
- 2 **広葉樹林再生事業** ●放牧跡地などを野生動植物が生息・生育できる広葉樹林に再生します。

暮らしを守る森 —— 彩り豊かな森・海岸マツ林保全 ——

- 3 **マツ林健全化事業** ●松くい虫の被害を受けた枯れマツを伐採し、植栽を行うことにより、景観を改善するとともに、飛砂や風から私達の暮らしを守ります。
- 4 **里山林保全事業** ●身近な里山を整備し、森林環境教育や森林体験活動の場として活用します。

2 秋田県水と緑の森づくり推進事業 **ソフト事業**

《県民参加の森づくりを行います》

みんなで作る森 —— 県民参加の森づくり ——

- 1 **森林環境教育推進事業** ●将来を担う児童生徒を対象とした森林環境学習を推進するための支援を行うほか、県内小・中学校教員等を対象とした研修会を開催します。
- 2 **森とのふれあい事業** ●県民が森にふれあえる憩いの場・癒しの場として身近な森林公園等を整備するほか、市町村が行う植樹祭や育樹祭を支援します。
- 3 **森林ボランティア活動推進事業** ●植樹や育樹活動などを行う森林ボランティア活動への支援を行うほか、ボランティアの安全作業技術の向上や事故防止を目的とした安全講習会を開催します。
- 4 **地域リーダー育成事業** ●各市町村に森林環境保全推進員を設置し、森林環境に関する知識と技術を有する人材の育成を行います。
- 5 **森づくり県民提案事業** ●県民から森づくり活動の企画・提案を公募し、その活動の支援を行います。
- 6 **普及啓発事業** ●県民参加による森づくりへの理解促進を図るため、森林・林業の役割や整備の必要性等についての普及啓発活動を行うほか、事業効果の検証のための森林環境調査などの試験研究を行います。

こんなふうに使います。

《ハード事業》 秋田県水と緑の森づくり事業

1 針広混交林化事業

- 概要** 生育の思わしくないスギ人工林を公益性の高い広葉樹との混交林に誘導します。
- 実施主体** 秋田県
- 対象森林** 県内民有林(公有林・私有林)のうち尾根筋や高標高地などにある生育の思わしくない人工林。
- 実施条件** 20年間皆伐と転用を制限する協定を締結します。
- 事業内容** 現況調査、誘導伐(本数率で40%程度の伐採)、作業道整備等



2 広葉樹林再生事業(補助事業)

- 概要** 過去に損なわれた森林環境を取り戻し、野生動物などが生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林に再生する取り組みを支援します。
- 補助対象者** 市町村
- 対象地** 県内民有林で、天然更新による森林形成が困難な箇所。放牧跡地等で廃止又は休止し、将来再利用しない箇所
- 事業内容** 現況調査(区域測量、土壌調査等)、検討委員会開催、植栽、下刈。

3 マツ林健全化事業(補助事業)

- 概要** 松くい虫の被害を受け枯れた松の伐採と健全化に向けた植栽を支援します。
- 補助対象者** 市町村
- 対象森林** 海岸マツ林を優先的に実施します。
- 事業内容** 枯れ松の伐採、植栽、下刈



4 里山林保全事業

- 概要** 身近な里山林の中から、地域の森林環境の保全、地域固有の景観の形成、森林環境教育の場、森林ボランティア活動の場として活用が見込まれる森林を対象に県が適切な整備を進め、里山利用のモデルとして普及する。
- 実施主体** 秋田県
- 対象森林**
 - 人里近くにある民有林(公有林・私有林)で、おおむね利用区域面積が5ha以上あること。
 - 利用区域面積のうち広葉樹林が概ね1/5以上を占める森林であること。
 - 営利を目的とせず、整備後に里山の利用を図る者及び適切な管理者がいること。
- 実施条件** 施設の目的外利用に関する制限や利活用に関する協定を締結します。
- 事業内容** 森林整備、路網整備、作業施設、標識類、付帯施設等



《ソフト事業》 秋田県水と緑の森づくり推進事業

1 森林環境教育推進事業

① 森林環境学習活動支援事業(補助事業)

- 概要** 将来を担う児童生徒等を対象とした森林環境学習活動を支援します。
- 補助対象者** 市町村、小・中学校、幼稚園、保育所、教育関係団体、森林組合、地域住民団体等
- 事業内容** 森林環境学習活動、森林・林業作業体験活動、学校林の整備
- 補助額** 1件あたり30万円を上限とする。
- 実施条件** 1件あたり20人以上の参加であること。学校林の整備面積は0.1ha以上であること。

② 森林環境教育指導者養成事業

- 概要** 森林環境教育の指導者を養成するため、教員等を対象とした研修会を開催します。
- 実施主体** 秋田県



森林のしくみは、おもしろい。

小学生への森林環境教育

2 森とのふれあい事業

① ふれあいの森整備支援事業(補助事業)

- 概要** 県民が身近で気軽に森林にふれあえる環境を整備するため、森林公園の整備を支援します。
- 補助対象者** 市町村
- 事業内容** 森林整備、路網整備、標識類整備、学習・体験施設、付帯施設
通常維持管理は対象外
- 補助額** 1件あたり200万円を上限とする。
- 実施条件** 年間利用者が150人以上見込まれる森林公園。地方公共団体が所有し、維持管理できること。

② 植樹・育樹ふれあい支援事業(補助事業)

- 概要** 地域住民が身近に森づくりに参加できる機会を提供するため、植樹・育樹祭を支援します。
- 補助対象者** 市町村
- 事業内容** 公募型、都市交流型、啓発促進型
- 補助額** 1件あたり100万円を上限とする。
- 実施条件** 参加人数が100人以上見込まれる活動であること。

森林を元気にするために

3 森林ボランティア活動推進事業

① 森林ボランティア活動支援事業(補助事業)

- 概要** 自発的に森づくり活動を行っている森林ボランティア団体の活動を支援します。
- 補助対象者** ボランティア団体、NPO、地域住民団体
- 事業内容** 植樹・育樹活動、普及啓発活動
- 補助額** 1件あたり85万円を上限とする。
- 実施条件** ボランティア活動参加者数が延べ30人以上であること。県が認める森林ボランティア団体であること。

② 森林ボランティア安全作業リーダー育成事業

- 概要** 森林ボランティア向けの、機械作業技術講習会や実技研修会を開催します。
- 実施主体** 秋田県



海岸林でのボランティアによる植樹



秋田県森林祭

4 地域リーダー育成事業

- 概要** 森林環境に関する知識と技術を有する地域リーダー(森林環境保全推進員)を配置します。
- 実施主体** 秋田県

5 森づくり県民提案事業(補助事業)

- 概要** 県民の企画・立案・実行する森づくり活動を支援します。
- 応募対象者** 法人格を有する団体、学校教育法に定める学校、PTA、自治会等の地域住民団体等
- 事業内容** 森林での保全・体験活動や森林環境教育等に資する取組とする。※柔軟な発想や企画を募集。
- 補助額** 1件あたり40万円を上限とする。
- 実施条件** 県内で実施されること。営利を目的としないこと。

6 普及啓発事業

① 森林・林業普及啓発支援事業(補助事業)

- 概要** 森づくりに関する情報発信や県民参加の機会提供による動機付け、体験活動を身近な地域単位で行うシンポジウム等の開催を支援します。
- 補助対象者** 市町村、森林組合、NPO等法人
- 事業内容** シンポジウム、セミナー、講演会、現地研修会等の開催
- 補助額** 1件あたり60万円を上限とする。
- 実施条件** 森づくり税の趣旨に適合すると認められる活動であること。参加予定人数が50人以上であること。

② 秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会

- 概要** 森づくり税について県民意見反映の仕組みとして民間委員からなる委員会を設置し、制度の透明性の確保や使途について調査審議していただきます。
- 実施主体** 秋田県

③ 普及啓発活動

- 概要** 森林・林業の県民への理解促進を図るため、全県規模での県民フォーラムの開催やホームページの開設など普及啓発活動を実施します。
- 実施主体** 秋田県

④ 森林環境に関する試験研究

- 概要** 森林環境の調査や事業効果の検証のための調査・検証等を実施します。
- 実施主体** 秋田県



Information

お問い合わせ先

■各事業の詳細については、秋田県水と緑の森づくり課 のホームページをご覧ください。

アドレス <http://www.pref.akita.jp/forest-p/zei/index.html>

秋田県水と緑の森づくり税

検索



■お問い合わせ先

税を活用する事業については「水と緑の森づくり課」までお問い合わせください。

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 秋田県農林水産部水と緑の森づくり課

TEL018-860-1750 FAX018-860-3899

E-mail forest@pref.akita.lg.jp

■各地域振興局の問い合わせ先

鹿角地域振興局 農林部森づくり推進課 林業振興班

〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1 TEL0186-23-2275

北秋田地域振興局 農林部森づくり推進課 林業振興班

〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中袋76-1 TEL0186-62-1445

山本地域振興局 農林部森づくり推進課 林業振興班

〒016-0815 能代市御指南町1-10 TEL0185-52-2181

秋田地域振興局 農林部森づくり推進課 林業振興班

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 TEL018-860-3381

由利地域振興局 農林部森づくり推進課 林業振興班

〒015-8515 由利本荘市水林366 TEL0184-22-8351

仙北地域振興局 農林部森づくり推進課 林業振興班

〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62 TEL 0187-63-6113

平鹿地域振興局 農林部森づくり推進課 林業振興班

〒013-8502 横手市旭川一丁目3-41 TEL0182-32-9506

雄勝地域振興局 農林部森づくり推進課 林業振興班

〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1-10 TEL0183-73-5111

税金の徴収や仕組みについては、「税務課」までお問い合わせください。

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 秋田県総務企画部税務課 調整・企画・電算班

TEL018-860-1123 FAX 018-860-3827

E-mail zeimuka@pref.akita.lg.jp



本紙は再生紙と植物性大豆インキを使用しています。
この印刷物は6,000部作成し、その経費は1部あたり32.18円です。